



札幌市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和3年5月31日

札幌市長

秋元克広



札幌市規則第22号

札幌市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

札幌市保健所長事務委任規則（昭和47年規則第64号）の一部を次のように改正する。

第2号中「同条第6項」を「同条第8項」に、「第3項（同条第5項及び第6項）」を「同条第4項（同条第7項及び第8項）」に、「」及び第4項、」を「以下同じ。」において読み替えて準用する同条第2項、同条第3項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）、同条第6項、同法」に、「及び第4項（これらの規定を同条第5項）」を「（同条第7項）」に、「第14条第2項、第15条（結核に係るものに限る。）」を「同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。以下同じ。）」において読み替えて準用する同条第3項、同条第4項（同条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）、同法第14条第2項及び第3項、第15条第1項（結核に係るものに限る。）、第3項（結核に係るものに限る。）、第8項、第10項、第11項、第13項、第14項及び第17項」に改め、「第18条」の次に「、第19条」を加え、「第26条において」を「同法第26条において読み替えて」に改め、第10号中「第28条」を「第28条第1項及び第4項」に、「及び第52条から第56条まで」を「、第55条、第56条第2項（同法第57条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）、第57条第1項、第59条、第60条第1項並びに第61条」に改め、「第71条」の次に「及び第71条の2」を加える。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。